

第48回議会運営委員会記録

令和元年9月25日

【開催日】 令和元年9月25日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後4時20分～午後5時11分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	笹木 慶之
委員	奥 良 秀	委員	河崎 平 男
委員	河野 朋子	委員	高松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松 夫
----	------	-----	--------

【事務局出席者】

事務局長	沼口 宏	議会事務局次長	石田 隆
議事係長	中村 潤之介	議事係書記	原田 尚 枝

【付議事項】

1 令和元年第3回（9月）定例会に関する事項について

(1) 山陽小野田市議会議員政治倫理条例の一部改正について・・・資料1

(2) 山陽小野田市議会議員政治倫理条例施行規程の一部について

・・・資料2

(3) 議事日程変更案について

2 その他

(1) 山陽小野田市議会傍聴規則の一部改正について・・・資料3

(2) 山陽小野田市議会委員会傍聴規程の一部改正について・・・資料4

(3) 12月定例会日程案について・・・資料5

(4) その他

午後4時20分 開会

大井淳一朗委員長 ただいまより、第48回議会運営委員会を開会いたします。

お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしくお願いいたします。まず1点目、令和元年第3回（9月）定例会に関する事項についてです。この点について説明を求めます。

石田議会事務局次長 それでは、(1)の議員政治倫理条例の一部改正についてということで、資料1を御覧ください。これは、これまで議会運営委員会のほうで御検討いただきました議員の政治倫理条例について、このたび、この9月定例会最終日に改正条例案を提出しようということで、案を作成いたしましたものです。説明は、1枚開いていただきまして、右側の新旧対照表を御覧いただけますでしょうか。まず、第7条ですが、第7条「審査会は、次に掲げる事項について審査する。」という条項で、現在、第1号、第2号については、まず、調査の適否が第1号、そして第2号が政治倫理基準に違反する行為の存否という審査項目となっておりますが、このたび、具体的措置を定めるに当たり、この審査会においてその措置を審査会において審査するということとなりますので、その審査項目の一つ、第3号を新たに加えるものです。そして、次の第7条の第2項では、旧、改正前の右側の条項ですが、改正前の下線部、審査の請求の対象とされた議員（以下「被審査議員」という）の規定がありましたが、その規定を新たに加えます第3号の中に入れておりますので、第2項を被審査議員という表現に変えるというものです。それから、次の、同じく第7条の5項に、新たに二つの具体的措置を加えるものです。読み上げますと、「審査会において、被審査議員の行為が政治倫理基準に違反すると認めた場合の被審査議員に対する措置は、次のとおりとする。この場合において、措置をあわせて講ずるよう決することを妨げない。」ということで、第1号「議場における議長の注意」、第2号「議場における謝罪文の朗読」、この二つの項目を加えます。そして、第6項です。読み上げますと「被審査議員は、審査会の審査結果の報告において、自己の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して政治倫理の確保のために必要な措置を自ら講じなければな

らない。」そして、第7項では、「議会は、被審査議員が、前項の措置を自ら講じないときは、議会の品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、必要と認める措置を講ずるものとする。」と。これは、以前の議会運営委員会の中で、当初お示しをした6項と7項については、お示しした内容です。それから、次に、会議の公開ということで審査会の第8条です。「審査会の会議は、原則としてこれを公開する。」ということで公開の原則を定め、そして第2項では、「会長は必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。」そして、第9条秘密会として、「審査会は、その議決で秘密会とすることができる。」、第2項、「審査会を秘密会とする会長又は委員の発議については、討論を用いないで審査会に諮って決める。」ということで、この会議の公開そして秘密会について、手続を明確化したということになります。それから、次の提案理由は、今申しましたものを文章にしたものです。まず、この倫理条例の改正については、以上です。よろしくお願いいたします。

大井淳一郎委員長 施行規程はどうでしょうか。説明しますか。（発言する者あり）はい、そうですね、お願いします。

石田議会事務局次長 (2)番、政治倫理条例施行規程の一部改正について、御説明をさせていただきます。資料2を御覧ください。資料につきましては、これも3枚目の新旧対照表を御覧いただけますでしょうか。新旧対照表のまず第3条ですが、第3条の第1項と第2項、改正前が前条の「審査請求書」というのが第1項、第2項にありまして、それを「調査請求等」ということで改正をさせていただきたいということです。これは、条文の引用のミスがありまして、表現が本来「調査請求書」と改正後の表現にすべきところを「審査請求書」と誤っておりました。大変申し訳ありません。これを改正させていただくというのが一点と、そして次の第6条審査会の傍聴ということで、「審査会の傍聴については、山陽小野田市議会委員会傍聴規定の例による。」ということで、傍聴については、

委員会の傍聴規程に準じて行うという文言を入れております。それから、次の第7条ですが、これは、まず、今6条審査会の傍聴についての規定を加えましたので1条、6条を7条に繰り下げるとともに、この改正後の7条ですが、「審査会の会長は、条例第10条第1項」とありますが、これが先ほどの条文の繰り下げにより、当初第8条でありましたのが第10条になりましたので、その変更しております。それからまた、あわせて、1枚ページを戻っていただきまして、1枚目の裏ですが、審査結果報告書という規定の様式があります。規定の様式の、題名の「審査結果報告書」。何年何月何日付けで調査請求のあったということで、この中にも条例の第8条、当初ですね、現状は、第8条第1項の規定によりという条例の条項が引用してありましたが、これを第10条に改めるということ。それから、この下の表の欄のところ、下の二つの欄ですが、審査結果。その後には下線及びその理由、そしてその下の審査、審査の経過ということで、現在の様式ではこの項目が入っていませんでしたが、昨年の審査会、この政治倫理審査会の中で、審査結果報告書にこの審査結果に加えてその理由を記載し、そして審査の経過も加えたということがありましたので、今回、この様式にも項目を加えるということの改正です。なお、この規定の改正は、この政治倫理条例が議決されましたら、その公布の日からに合わせた日にちで施行したいというふうに考えております。説明は、以上です。

大井淳一郎委員長　ただいま(1)、(2)ですね、政治倫理条例及び政治倫理条例施行規程について、説明していただきました。前回までの議論を踏まえた上での改正となっておりますので、内容については問題なかろうかと思いますが、それも含めて、内容についても含めて皆様のほうで確認したいこととかがありましたら、挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

笹木慶之副委員長　これ、あえて確認しますが、第7条の第6項で、いわゆる審査結果に基づいて本人がなすべきことが定められています。第7項

で、「措置を講じない場合には、必要と認める措置を講ずるもの」という規定があると思いますが、これは具体的にはどういうことでしょうか。

石田議会事務局次長 具体的な措置というのは、実際この審査会がもし開かれた場合、そこで、その状況に応じて、事案ごとに対応の仕方がいろいろ違うのではなかろうかと思しますので、具体的な事例が発生したときに、審査会で検討していただくものだというふうに考えております。

笹木慶之副委員長 いや、ところがね、これずっと条例は流れているわけですよ。第5条で、審査会において被審査議員の行為がうんぬんとあって、措置は次のとおり、まあ、それはいいです。この場合に措置をあわせて講ずるよう決することを妨げないということですね、その二つ。決しますよね。決したことによって、その結果が本人に行くんでしょ。報告はね、第6号で。しかし、その第6号に従えない場合、というのは第7号でしょ。あ、ごめん、第7項でしょ。ね。だから、第6項までは分かるわけ。決めたことに対して、やってくださいよということでやりますが、本人がそれに応じない場合の、第7項の必要な措置というのは何を具体的に指していますかって聞いているんです。

石田議会事務局次長 この二つの具体的な措置を検討するに当たり、以前は四つほど、案、また、項目がありました。その項目は、この審査会の中で、委員会の中では、ここまで条例上に審査会の権限といいますか措置として定めるのはどうかと。それは、議員自らの責任において措置することもできるし、条例にうたわなくても、議会として、例えば、議員辞職勧告、当初ありました、措置として、案としてありましたが、そういった方法等が考えられるのではないかというふうに考えております。

笹木慶之副委員長 具体的に一つ事例を出して言いますが、例えばある案件があって、この件は、議場における謝罪文の朗読という方法を取ってもらったとします。それを決めた。本人に通告した。しかし、本人はしませ

んとなったときに、次の手が第7項に書いてあるわけですよ。そのときに、じゃ、どうなるんですか。必要な措置というのは。

石田議会事務局次長　そういう状況が起きた場合ですが、多分、文書で通知をするようになろうかと思えます。それで、応じない場合は、これはもう、ちょっと私の個人的な答えになろうかと思えますが、例えば、議長からお話をさせていただくとか、そういう事実上の手続といいますか、それを促すようなことをしていただいて、それで、どうしても応じられないということであれば、先ほど申しましたような、例えば、これは事の状況によるわけですから、ちょっと一概には言えませんが、先ほど申しましたように、議員の辞職勧告とか、ほかに案として以前もう一つありました議会の役職を辞めていただく。ただ、こういったものは、法的な拘束力はありませんので、何にしても全てこの政治倫理条例で定めた措置というものは、法的な拘束力は全てないと。あくまでも議会で決められた後は本人の意思にのっとりしかどうしようもないといえますか、現実にはそういうものなので、これを議会、第7項を用いてしたということで、実際、法的な強制力が生まれるわけではないので、その辺りはやはり実際以上に即したようなやり方で御本人さんを説得されると。そういう方法しかないのかなと。仮に、議員辞職勧告を出して、それが決議、決定されても、本人が辞めないよって言われたらそれまでですので、この条例のその辺りの難しさといえますか運用上の、現実上の対応というのは、ちょっと…

笹木慶之副委員長　それは、いろいろ言われることはよく分かるんですよ。分かっている話なんですけど、要は、しかし具体的にこれ聞かれたときにね、第7項で何を意味しているんかって聞かれたときに、結局、そこに行くんでしょ。いわゆる辞職勧告というこの倫理条例にのっとりたところの最後のところまで行くんですよ。一番ひどいやつはね。ただ、そのときに、第7項「議会は」とあるんですよ。議長じゃないですよ。議会はということは、またもう1回政治倫理審査会に戻るんですか。そこ。

これ、議員に聞かれたときに、どう答弁するかの問題になるわけ。

石田議会事務局次長 議会はということになっておりますので、やはりこれは議会で決議をされることに、辞職勧告も決議ということになりますが、同様な、議会の決定と、本会議場での決定ということになります。

笹木慶之副委員長 いや、そのこのところを整理しておかないと、この部分だけ読んでいくとやね、いわゆるその言ったことを「いや、私はやってないよ」という話になって、しないということが出たときに、第6項が動いてくるわけ。動いてきたら、議会はそれに対応せんにゃいけんわけですよ。だから、あえて今、その点までお互い共有しておったほうがいいということと言ったんですが、議員の議決になると思うんですね、最後。で決めないと、これ決められない。ということ。ただ、そこまで行くか行かんかはまた別の問題としてね、ルール、制度上の問題ですからね。はい。それは分かりました。

高松秀樹委員 ちょっと今の件を整理すると、第5項については、これは頭が審査会においてと。これは、あくまでも審査会の中身の話だと僕は理解しています。第7項については、これは「議会」はって、これ議会の話。つまり、ここが、僕がこの審査のときに言った地方自治法上の懲罰事案に該当するという読み方をしているんですよ。でしょ。品位をとってあるやないですか。議会の品位と名誉を守りと。それを、要は汚す行為だということ、そこに入るんじゃないのかなと。笹木副委員長の言われるように、審査会の話と議会の話はちょっと違う部分もありますよね。そういう読み取り方が正解なのかどうなのかっていうのをちょっと整理したいなと思います。

石田議会事務局次長 この政治倫理条例というのは、議会の正式な、議会活動上の行為ではないもの。ですから、高松委員のおっしゃられた、いわゆる地方自治法に定める懲罰委員会というのは、基本的には議会…

高松秀樹委員 審査会に掛かった事案うんぬんじゃなくて、その決定を守らなかったことに対しての議会の品位と名誉を傷つけたという意味からして、これは内部の問題になってきて、これで地方自治法上の懲罰事案に当たるんじゃないかっていう話なんです。だから、審査会に掛かったことを第7項で話しよんじゃないんですよ。審査会に掛かった結果、審査会が決定するわけですよ、何かを。それを守らないことによって議会の品位を傷つけましたと。だから、そのことによって地方自治法上の懲罰事案等に当たるんじゃないかと。だから、この第7項というのをわざわざ書いていらっしゃるんじゃないかなと思ったんです。そうじゃないんですか。

石田議会事務局次長 この政治倫理条例の措置を命じられた被審査議員がその措置を講じなかった場合ですが、今高松委員が言われたようなそういう場合、この地方自治法上の懲罰に当たるというふうには考えておりません。これはあくまでも審査、この政治倫理条例上の措置、そしてそれを講じなさい、いや私は講じませんといったことに対して、地方自治法上の懲罰が発動されるという認識ではありません。

高松秀樹委員 懲罰等と言いましたけど、懲罰も含めて今さっき次長が言われた何とか決議も含めて、そういう措置を議会側がっていう意味なんです。今までは審査会なんですよ。審査会の結論、それを守らないときは、今度は議会側が動きますよっていうのが入っているっていう意味ですよ、簡単に言えば。（「はい」と呼ぶ者あり）ということですね。はい、分かりました。

笹木慶之副委員長 いや、だから私これ聞いたんだけどね、僕の解釈はね、ここで解釈論を言うわけじゃないんだけど、その解釈があるから言っているわけですが、これはあくまで政治倫理条例ですよ。条例の定めだから、それを一步も出ない。法律に戻ることはありません。法律は法律で動い

ているわけだから。法律は別サイドで動いていっている問題。だけど、法律ではなしに倫理条例の中で定めた案件で動いてきたことに従わないというのは、あくまで倫理条例の中での問題なんですよ。だけど、それを決めることについては、議員の中、議会の中で、どうするかっちゅうことを最終的に決められなかったら、決議せんにゃしようがないじゃないですか。決めて動かせるけど、しかし、あくまでそれは倫理条例の中で。だから、拘束力はないですよ、これはね。と僕は思ったからあえて聞いたわけ。だから、さっき出たように、議会と審査会はきちっと使い分けなくちゃならないし、審査会での指示に従って、本人はもちろんしなくちゃならんが、ならなかったときには、議長ではなしに議会のほうで、それまでに議長のほうから、いろいろ、こうじゃないかということとをされると思うけど、それはこの中に出ていないけれども、議会が決めなくちゃならんということになるというふうに解釈していますが、いいですかっていうこと。

石田議会事務局次長 いいです。はい。

大井淳一郎委員長 そうですね。第5項はあくまでも審査会の決定。それに対して、従わない場合の議会の対応が第7項ということで。高松委員もその辺を確認されたということで、よろしいですね、副委員長、そのような理解で。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほか、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、施行規程も含めて、これを上程していきたいと思えます。

石田議会事務局次長 すいません、今の施行規程については、上程、議会に掛けるわけではありません。条例のほうだけ議会、本会議のほうにお掛けするということになります。

大井淳一郎委員長 失礼しました。それが可決したら、施行規程も動くということですね。それでは続きまして、(3)の議事日程の変更案について。

中村議会事務局議事係長 (3) 議事日程変更案についてです。今の付議事項の1の(1)に基づいての変更、それと請願についてがありますので、ここに案を示しております。最終日9月27日金曜日午前10時に本会議を開会しまして、付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決、ここは当初の議運のとおりです。この後に、今の(1)の委員会提出議案1件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決となろうかと思えます。総務文教常任委員会のほうに出た請願1件、それと産業建設常任委員会のほうに出た請願2件、こちらについてがそれぞれ委員会のほうで継続審査ということで議決されておりますので、日程追加ということで。これ1件ずつ諮る形になりますので、同様の件名になっておりますが、請願1件の閉会中の継続審査についてということをついでに三つ並べております。それが終わりました、閉会中の調査事項についてということで変更案をお示ししております。以上です。

大井淳一郎委員長 ただいま、係長のほうから報告ありました変更案についてですが、このとおりでよろしいですか。

高松秀樹委員 確認ですが、この3件とも継続審査は、こういう申出が委員会からありましたということで、本会議場で諮るということでよろしいですね。

中村議会事務局議事係長 はい、そのとおりです。

高松秀樹委員 この議運の前に、産建が所管事務調査をされたと聞いておりますが、この所管事務調査は本会議場の最終日で報告があるんですか、ないんですか。

大井淳一郎委員長 多分、日程に上がっていないからね。どうですかね。

中村議会事務局議事係長 済みません、まだ先ほど終わったばかりで、その確認は取っておりません。

大井淳一郎委員長 まだ分かんないと。

高松秀樹委員 ルールとしては、今どうなっているんですかね。会期中に所管事務調査をした場合にその定例会中にやるのか、それとも次の定例会中にやるのか。

大井淳一郎委員長 高松委員が言われる所管事務調査は、市場のことですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）うん。承知しました。

中村議会事務局議事係長 済みません。いつっていうルールで言うと、申し合わせの69には、定例会の前までに通常閉会中とかにされていると思うんで、初日についてという言い方で載っております。ただ、この会期中のことは余り想定していないと思うんで、ちょっとそこは、済みません今お答えができません。

大井淳一郎委員長 継続の諮り方なんですけれども、総務は全会一致で継続を決定しましたが、産建は可否同数、委員長裁定ということで継続を決定されました。で、どのように。全会一致であれば継続という決定をしました、これで異議ありませんかっていう形だと思うんですけど、このように、実は民福も火葬場で同じようなパターンがあったので、それに類する形になると思うんですが、そこの扱いは一体どのような諮り方ですかね。あらかじめ賛否を取るのか、それとも異議ありと言わせるのか。この辺ですよね。例えば、産建の二つの請願については、賛成多数なので継続について意義ありませんかって言うのか、それとも、賛成多数ですので継続に賛成の方は起立なりさせるのか。これですよね。ちょっとそこをはっきりさせないといけないと思う。議長もお困りでしょうから。

石田議会事務局次長 起立を求めるというやり方で賛否を問うということになります。

大井淳一郎委員長 最終的にはそうだと思うんですけども、一応ですね、幸いにもってはいけません、火葬場の例がありますので、それに倣ってこの継続についてのもう一度取扱いについて事務局のほうで整理されて、議長に確認されて、それを私に事前に伝えてください。それを皆さんに報告しないと皆さんも困るので、よろしくお願ひします。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）恐らく、産建も含めて継続について、異議ありませんかと諮って、異議ありを待って、それで起立採決という形だと思っています。（「総務はならんけどね」と呼ぶ者あり）総務はそのときは異議が出ない可能性が高い。（発言する者あり）はい、分かりました。ちょっと調べてもらう間、休憩。暫時休憩いたします。

午後 4 時 5 1 分 休憩

午後 4 時 5 4 分 再開

大井淳一郎委員長 はい、それでは委員会を再開いたします。先ほど継続審査の諮り方についてちょっと調べていただいたんですけど、これについての回答を求めます。

石田議会事務局次長 閉会中の継続審査に付することに御異議はありませんかと議長が諮りまして、異議がなければ継続審査、もし異議があれば起立採決によって決定をいたします。以上です。

大井淳一郎委員長 ということになります。（発言する者あり）そうですね。

高松秀樹委員 継続審査に異議多数の場合は、本会議運営はどうなりますか。

石田議会事務局次長 本会議を暫時休憩して、議会運営委員会を開催し、御協議いただくということになります。

大井淳一郎委員長 はい。そういうことになっております。その点も含めて、全員協議会の中では報告しようと思っておりますので。それでは、以上について、よろしいですね。今の議事日程の変更案についてはよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。それでは、付議事項２点目、その他ですが、まず、(1) 山陽小野田市議会傍聴規則の一部改正についてと、(2) 山陽小野田市議会委員会傍聴規程の一部改正について、この二つについて報告を求めたいと思います。

中村議会事務局議事係長 それでは、その他の(1)と(2)と一緒に説明いたします。(1) 市議会傍聴規則の一部改正についてです。資料３を御覧ください。これも、２枚目の新旧対照表で御説明いたします。裏まで少しあります。２枚目は裏まであります。これまでの議会運営委員会のほうで、傍聴券というか氏名の記入ですね、これについて、受付票か、については廃止するという方向性が出ましたので、この第３条の手續の部分を変更しております。改正後のほうを読み上げます。傍聴の手續。第３条。「会議の傍聴に関する一切の手續は必要としないものとする。」第２項で「傍聴は先着順とする。」と今、案で提示しております。ただ、今、第２項のほうなんですけど、これまで議運の中でそこの部分、この先着等の話ってまだ出ていなかったような気がいたします。ただ、手續、氏名等を書く手續なしということになると、議場が定員３７名と定まっておって、たくさんの方が同時に来た場合の想定、余りないかもしれませんが、もし、その場合にどのようにして整理するかっていう文言がないということで、これを入れております。これは芽室のほうを参考にしておりますが、ほぼそっくりそのままに条文としてはなっております。なので、ちょっと皆さんに御議論いただけたらと思います。現在の規則の第５条の第２項のほう、改正前のところの第５条の２項、アンダーラインを引い

ておりますが、ここに「傍聴人が、前項の定員に達したときは、傍聴券を所有する者でも入場させないことができる。」となっておりますので、この2項を削ったことによって、済みません、第4条も「傍聴券は会期ごとに交付する。」第2項で「傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは返還しなければならない。」等、手続でもうなくなったものがありますので、ここを削ったことで第5条を4条に上げて、以下は1条ずつ繰り上げております。あわせて、この規則のほうには様式もありましたので、様式のほうも削るように公布文の1ページ目の一番最後のほうにありますが、様式第1号、第2号及び第3号を削るという表記を入れております。以上です。それと、規程のほうも、そのまま行きます。資料4になります。内容としては同様です。2枚目にあります新旧対照表を御覧ください。これは、第4条のほうに手続の件を書いております。改訂後として、「委員会の傍聴に関する一切の手続は必要としないものとする。」、第2項で「傍聴は先着順とする。」としております。ただ、委員会は御存じのように、委員会室、人数が3人になっております。規程のほうの第3条のほうに、傍聴人の定員というのが書いてあります。その中に第1項では、それぞれの委員会室の定員を一般が3人と報道が3人。「委員長は必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず定員を変更することができる。」、第3項で「委員長が委員会室以外の会議室で会議をする必要があると認めたとときの傍聴人の定員は、委員長がその都度決める。」ということでこれで一般会計の分も網羅しておるのかなと思いますので、それも踏まえて今御説明をいたしました。ですので、傍聴規則と傍聴規程は、同様の改正にしております。傍聴規程の新旧対照表の2枚目になりますが、こちらも第5条のほうで、現規程においては傍聴券についての記載がありますので、これを削りまして、以下、6条以下を1条ずつ繰り上げております。こちらも様式が1号、2号とありましたので削る文言を入れて、様式を消しております。以上です。

大井淳一郎委員長 はい。ただいま報告がありました付議事項2点目の(1)、(2)

についてですが、皆さんのほうで確認したいこととかありますか。

高松秀樹委員 確認なんですけど、今後傍聴に来られた方、まずは本会議場の場合は、そのまま本会議場の傍聴席に入って座られる。委員会の場合も、事務局に寄ることなく、事務局で手続なく委員会室に入って座るといふ、こういう非常に簡略な方法に変わったということによろしいですか。

中村議会事務局議事係長 おっしゃるとおりになろうかと思えます。

大井淳一郎委員長 ただ、委員会については、事務局に一度顔を出して、受付、あのカードみたいなんはもらうんじゃないですかね。名前は書かなくてもいいんですが。ちょっとそこ。

石田議会事務局次長 手続的には、何か書いていただくとか、していただいているようなことは必要ないと思っております。ただ、委員会も第1委員会室や第2委員会室ですることがありますので、そして、一般傍聴も3人しか座れないという状況ですので、傍聴に来られたとき、委員会については、議会事務局のほうにちょっと顔を出していただき、座席が空いているかどうかですね、どちらの委員会室で行いますとか、そういうのを御案内したほうがいいのかとちょっと今考えているところです。

大井淳一郎委員長 そのような対応を検討していただければと思います。そのほか、皆さんのほうで、

中村議会事務局議事係長 すいません。宿題をこの件については、たしか頂いておりました。氏名等を記載するに至った経緯ということで、ちょっといろいろ本を調べたり議長会等にも確認をしたりしました。よくやっぱり言われるのは、秩序維持だとか傍聴人整理っていうようなのは本にも書いてあるとおりで、議長会もそのような見解でした。ただ、明確な理由はやっぱりないと。規則は、皆さん御存じのとおり標準傍聴規則等が

あって市議会の議長会とか県の議長会とか町村議長会とかそういうところ、あとはそこで標準の規則を作られてそれに準じてそれぞれの議長が定めるってなっていますので、それぞれの市議会等で定めておるものだと思います。ただ、その明確な理由がないっていう答えはちょっと議長会のほうに確認して、頂いております。恐らく、これも恐らくっておっしゃっていたんですが、当時、まだ個人情報等明確にはない、保護の明確にない時代であったので、そういうふうな、当たり前を書いておいたのだらうと、整理のために、ということはおっしゃっていました。あわせて、周南市さんだけちょっと確認をいたしまして、あちらも平成28年に氏名等の記載をなくしております。こちらもなくされた理由は、やはり記載台があって、最初に書いた方が一番に記載して、次に来られた方が、前の方の記載が分かる状態であると。やっぱり今の現状に合わせて、もうこれはなくしてもいいんじゃないかっていうところの事務局提案から議運で諮って決定したということをお聞きしております。

大井淳一郎委員長 副委員長、よろしいですか。以前出された件。

笹木慶之副委員長 多分そうだろうと思いましたが。私もいろいろ調べたことがあるんだけど、不明だったんですね。ただ、しかし、やっぱり議場というのは厳格なものであってというそういう思いの中でなされたんかなということにしていましたけど。はい、お疲れでした。

奥良秀委員 一つだけ確認なんですけど、これ先着順ということになっているんですけど、要は、当日、先着、来られた方が1番なのか。言い方を考えると今度は予約っていうのは、なしでいいですね。

大井淳一郎委員長 予約はなしということで、確認ということですが。

中村議会事務局議事係長 電話等で、例えば予約とかっていうのも、おっしゃられると想定はされると思うんですけど、そういうことは事務局では

想定はしておりません。また当然、当日、開庁、市役所自体開庁するのは8時半ですので、当然8時半以降に並ばれて傍聴席入り口に並ばれておれば、その方が恐らく先着にはなろうかと思えますけど、そういう予約制は想定しておりません。（発言する者あり）

大井淳一郎委員長　もちろん、気になったことは聞いてください。

河崎平男委員　フリーで入るっちゅうことの場合でありますけど、不審者っていうのは、例えば、不審者、変な服装着たり何やらがあつたりしたら制止できるんですか。

中村議会事務局議事係長　正式には恐らく、いわゆるあそこ議場というよりは正式には多分議事堂というか、傍聴席って議場ではないんで、傍聴席と議場については、議長の議事整理権になると思います。例えば、明らかに廊下で議場に來たっというように思われる人をついていうふうになると、議長の整理権というよりは市役所のほう、総務課のほうの怪しい人ついでいうふうになろうかと思うんで、議場とか傍聴席に入られた時点で、そのような場合は議長の整理権ついでいうところに及ぶついでいうことになろうかと思えます。

大井淳一郎委員長　河崎委員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほか、よろしいですか、この件に関しては。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上といたします。（3）12月定例会日程案についてです。これについて説明を求めます。

中村議会事務局議事係長　それでは、その他、（3）12月定例会日程案についてです。最後の資料5を御覧ください。今12月定例会日程案をお示ししておりますが、一応執行部とは調整がこの時点では済んでおります案をお示ししております。ちょっと駆け足ですが申し上げます。12月4日水曜日、本会議初日。5日木曜日が、2委員会と分科会を議案によっ

ては想定しております。6日の金曜日は、3常任委員会のうち残りの1委員会と分科会を想定しております。土日を挟みまして、9日の月曜日に委員会予備日を設けております。当然、理科大がもし議案として上がってくればこの日ということで委員会予備日を想定しております。10日の火曜日から土日を挟んで16日月曜日までの5日間、一般質問の日にはちを入れております。17日火曜日、休会。18日水曜日が、今日午前中ありました、昼またぎでしたが、一般会計予算決算常任委員会の全体会。19日木曜日の休会を挟みまして、20日の金曜日、本会議最終日ということで、全17日間の会期案でお示ししております。以上です。

大井淳一郎委員長 はい。これについて。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上といたします。それでは、(4) その他ですが、これについて、まず全協。

中村議会事務局議事係長 それでは、現在のこの議会運営委員会の議運決定事項については、本会議最終日27日金曜日午前9時半から委員長のほうから、議場で議運決定事項の報告をしていただくことになろうかと思っております。その他の案件は、委員長のほうからお願いいたします。

大井淳一郎委員長 それで、その他ですが、厚生年金に関する意見書ですね、それから市民憲章の要望書の取扱いの協議ですが、これはまた後日、皆さん、議会運営委員会の中でやりたいと思っております。それから、これあの、またいずれそのうち話になると思いますが、10月の臨時会、これが、委員会の再編がありますので、委員が替わりますので、この辺の臨時会も、また、改めて行う予定です。それと、議場の改修についても、やはり、この前の障害者の傍聴席の関係についても、執行部に対して要望していかなきゃいけないと思っておりますので、この辺が次からの今後の案件になろうかと思っておりますので、皆様、よろしくお願ひしたいと思います。その他のその他で、ありますか。皆さんのほうで何か。

高松秀樹委員 今の10月臨時会の案っていうのは、まだないんですか。大体、いつ頃あるのかっていうのを知りたいんですけど。

大井淳一郎委員長 何か見通しがありますでしょうか。

石田議会事務局次長 まだ正式に調整をしているわけではないんですが、今、今現在の委員会の委員の任期が10月26日土曜日までとなっております。そして、この委員会の構成の変更というのは、その任期以後、任期が終わってから替えることとなりますので、その次の翌週10月28日の週ぐらいなのかなという、ちょっと想定をしております。

大井淳一郎委員長 これは、あくまで常任委員とか各種委員とか消防組合議会議員に当たるので、特別委員会——広報委員会、広聴委員会、それから理科大特別委員会については、まだ、2年たっておりませんので、これはまだ、10月臨時会ではなくて次の12月だということによろしいですかね。まだ、そこまで。多分2年たたないといけないと思うんですが。
(発言する者あり) その辺また、後日、整理していただければと思います。そのほかの中で、よろしいですか。(「なし」と呼ぶ者あり)はい、それでは委員会のほうはこれで閉じます。皆さんお疲れ様でした。

午後5時11分 散会

令和元年(2019年)9月25日

議会運営委員長 大井 淳一郎